

大阪市告示第1081号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年8月7日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年8月21日（木）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋外プール）	令和7年8月28日（木）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和7年8月1日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年8月4日（月）から 同月6日（水）まで	
	令和7年8月8日（金）	
	令和7年8月12日（火）から 同月13日（水）まで	
	令和7年8月15日（金）	

令和 7 年 8 月 18 日（月）から 同月 20 日（水）まで
令和 7 年 8 月 22 日（金）
令和 7 年 8 月 25 日（月）から 同月 27 日（水）まで
令和 7 年 8 月 29 日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）